

福津市複合文化センター指定管理者募集に関する質疑回答書

No.	質問内容	回答
1	別記仕様書4-2 A（清掃管理業務仕様書） 清掃管理業務の清掃機純表に参考として記載のある「津屋崎行政センター」、「3階企業センター」については指定管理業務の範囲外と認識して問題ないでしょうか。	津屋崎行政センター及び企業センターは指定管理業務から除外する施設になります。当該施設については、仕様書にも記載している通り、市担当部署と協議し、双方の合意が得られた場合において、別途委託契約書を取り交わしたうえで実施することができるものとします。なお、現指定管理者に於いてはその運用で清掃業務を実施していただいております。
2	共通仕様書12ページ リスク分担表に記載のある通り物価変動に伴う経費増の負担については福津市で負っていただくこととなっておりますが、変動の判断基準となる具体的な指標はございますでしょうか。	判断基準に関する具体的な指標は定めておらず、リスクが顕在化した段階で指定管理業務に係る支出及び収入に関する影響を算定し、その内容に応じて協議の上の対応といたします。